

広島県告示第九百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地		変更年月日
	新	旧	
暮らしサポートセンター ターミはライン	三原市糸崎三丁目四番三 号一階	三原市糸崎五丁目一七番 一一号	令和八年六月一 日